



CCSBT-CC/2310/09

Proposed Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution¹ CCSBT 許可船舶決議改正案¹

1. Introduction

序論

To facilitate monitoring of compliance with paragraph 3 of CCSBT's Authorised Vessel Resolution², the Seventeenth Meeting of the Compliance Committee (CC17) tasked the Secretariat with providing a draft revision of CCSBT's Authorised Vessel Resolution to collect information on whether vessels are authorised to fish outside waters under the national jurisdiction of the flag State. A proposed draft revised Resolution is provided at **Attachment A**.

CCSBT 許可船舶決議パラグラフ 3²の遵守状況のモニタリングを促進するため、第 17 回遵守委員会会合 (CC 17) は、事務局に対し、旗国の管轄区域外の海域において漁船が操業する許可を有しているのかどうかに関する情報を収集するべく CCSBT 許可船舶決議改正案を提出する任務を課していたところである。許可船舶決議改正案は別紙 A のとおりである。

2. Background

背景

Paragraph 3 of the CCSBT's Authorised Vessel Resolution specifies which CCSBT-authorized vessels are required to have IMO numbers issued to them, with the third dot-point (below) referring to smaller vessels fishing outside areas of national jurisdiction:

CCSBT 許可船舶決議パラグラフ 3 は、CCSBT 許可船舶に対して IMO ナンバーの発行を受けさせるよう義務付けることを規定しており、その下の 3 つ目の小項目では旗国の管轄外の水域において操業する小型船舶に言及している (以下のとおり)。

3. Members and Cooperating Non-members shall ensure that the following categories of fishing vessels in the CCSBT Record of Authorised Vessels have IMO numbers issued to them:

メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

-
-
- *effective from 1 January 2022, all motorised inboard fishing vessels of less than 100 gross tonnage down to a size limit of 12 metres in length overall (LOA) authorised to operate outside waters under the national jurisdiction of the flag State.*
2022 年 1 月 1 日以降にあっては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

¹ Resolution on a CCSBT Record of Vessels Authorised to Fish for Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議

² Which pertains to IMO numbering requirements for CCSBT-authorized vessels CCSBT 許可船舶に対する IMO ナンバー要件に関連する規定

Currently, Members are required to submit vessel weight and length information to the Secretariat but are not required to submit information on whether vessels are authorised to operate outside waters of national jurisdiction. Therefore, the Secretariat cannot always determine whether smaller vessels (less than 100 gross tonnage) are complying with paragraph 3 of the Resolution (IMO number requirement) without approaching relevant Members directly.

現在、メンバーは事務局に対して船舶の重量及び全長に関する情報を提供することが義務付けられているが、船舶が国家管轄外の水域において操業することを許可されているかどうかに関する情報の提供は求められていない。このため、事務局は、関連するメンバーに直接確認することなしには小型船舶（総トン数 100 トン未満）による決議パラグラフ 3（IMO ナンバー要件）の遵守状況を確認できない場合がある。

This compliance monitoring and reporting difficulty generally only applies to Australian, New Zealand, Indonesian and South African fleets which often have smaller vessels fishing for SBT within their Exclusive Economic Zones (EEZs), but which could additionally be authorised to operate outside areas of national jurisdiction. It would usually be expected that all distant water Members' (EU, Japan, Korea and Taiwan) vessels need to be authorised to operate outside waters under the jurisdiction of the flag State so as to operate in areas where SBT are found.

この点で遵守状況のモニタリング及び報告に困難が生じるのは、一般的に小型漁船はそれぞれの排他的経済水域（EEZ）で SBT を漁獲する機会が多いものの、追加的に国家管轄外の水域で操業する許可も有している可能性があるオーストラリア、ニュージーランド、インドネシア及び南アフリカの船団である。通常、全ての遠洋漁業メンバー（EU、日本、韓国及び台湾）の船舶は、SBT が出現する水域で操業するためには国家管轄外の水域で操業する許可を得ている必要があるものと考えられる。

During 2022, to try to report fully on compliance with paragraph 3 (dot-point 3), the Secretariat approached non-distant water CCSBT Members to seek further information on where those Members' CCSBT-authorised vessels were authorised to operate:

事務局は、パラグラフ 3（3つ目の小項目）の遵守状況の全面的な報告を試みるべく、2022 年に非遠洋漁業メンバーの CCSBT 許可漁船に対する操業許可に関するさらなる情報提供を求めてこれらのメンバーに連絡した。

- Australia advised that if its vessels are fishing for SBT they are authorised to fish on the High Seas although it is unusual for them to do so;
オーストラリアは、同メンバーの船舶が SBT の漁獲を許可されている場合、それらの船舶は公海で操業することを許可されているが、公海で操業することは稀である。
- Indonesia and New Zealand provided a list of CCSBT-authorised vessels authorised to operate on the High Seas; and
インドネシア及びニュージーランドは、公海での操業を許可されている CCSBT 許可船舶リストを提出した。
- South Africa did not respond to the Secretariat's queries and so compliance (or not) with the IMO requirement could not be determined for its smaller vessels.
南アフリカは、事務局からの問合せに回答しなかったため、同メンバーの小型船舶が IMO ナンバー要件を遵守しているかどうかを判断することができなかった。

Revising the Resolution as proposed in section 3 of this paper would facilitate more efficient, complete, and accurate compliance monitoring and reporting by the Secretariat on paragraph 3 of the Resolution in future.

本文書で提案したセクション3の改正は、事務局が将来においてより効率的、完全かつ正確に同決議パラグラフ3の遵守状況をモニタリング及び報告することを促進するものと考えられる。

3. Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution

CCSBT 許可船舶決議改正案

A draft revised CCSBT Authorised Vessel Resolution is provided at **Attachment A**. It includes proposed revisions to paragraph 4 of the Resolution to:

CCSBT 許可船舶決議改正案は別紙 A のとおりである。同案には、決議パラグラフ4に関する以下の改正案が含まれる。

- Require Members to submit information on whether their flagged vessels are authorised to operate beyond areas of national jurisdiction effective for all their vessels CCSBT-authorised. This information should be provided for any vessel which is already on CCSBT's authorised vessel list on 1 January 2024 and for all new vessel authorisations received from 1 January 2024 onwards; and
メンバーに対し、全ての CCSBT 許可船舶に関して、当該国の旗を掲げる船舶が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を提出するよう義務付けること。当該情報は、2024年1月1日時点で CCSBT 許可船舶リストに掲載されている全ての船舶、及び2024年1月1日以降に受領した全ての新たな許可船舶に関して提出されるべきである。
- Delete the text "where possible", since all Members have successfully been submitting the required information electronically.
全てのメンバーが必要な情報の電子的な提出することに成功していることから、「可能な場合には」との文言を削除すること。

A few minor editorial revisions are also included.

その他数点の編集上の微修正も施した。

In practice, the proposed revisions to paragraph 4 would require that:

實際上、パラグラフ4の改正案により以下を義務付けることとなる。

- For any vessels newly CCSBT authorised from 1 January 2024 onwards: Members must include information on whether these vessels are authorised to operate outside areas of national jurisdiction when submitting vessel details³ to the Secretariat; and
2024年1月1日以降に新たに許可される全ての CCSBT 許可漁船に関して、メンバーは、事務局に対して船舶の詳細情報³を提出する際、これらの船舶が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を含めなければならない。
- For existing CCSBT authorised vessels that remain authorised on 1 January 2024 or later: Members submit information on whether these vessels are authorised to operate outside areas of national jurisdiction to the Secretariat by 1 January 2024, either using the Secretariat's revised template (see footnote 3), or alternatively, if all vessels in a Member's fleet are authorised to operate outside areas of national jurisdiction, by

³ Using a revised version of CCSBT's standard authorised vessel submission which will be developed by the Secretariat and which will include a new column to collect information on whether vessels are authorised to operate outside areas of national jurisdiction 事務局が作成する CCSBT 許可船舶提出用テンプレートの改訂版（船舶が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を収集するための新たな記入欄を含むもの）を使用。

providing an email to the Secretariat to advise of this by 1 January 2024; and
2024年1月1日以降も許可が継続する既存のCCSBT許可漁船に関して、メンバーは事務局に対し、2024年1月1日までに、事務局の改訂テンプレート（脚注3を参照）を使用して、これらの漁船が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を提出する。又は、メンバーの船団に含まれる全ての船舶が国家管轄外の水域で操業することを許可されている場合は、2024年1月1日までに、その旨を伝達する電子メールを事務局に送付する。

- Members keep information on whether their flagged vessels are authorised to operate beyond areas of national jurisdiction up-to-date from 1 January 2024 onwards by ensuring that any relevant updates are submitted promptly to the Secretariat³.
メンバーは、関連する全ての更新情報を速やかに事務局に提出するよう確保することにより、2024年1月1日以降においてそれぞれの旗を掲げる船舶が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を最新の状態に維持する。

4. Action Required

必要な措置

The Compliance Committee is requested to consider whether to agree and recommend:
遵守委員会は、以下について合意及び勧告することについて検討するよう要請されている。

- *The proposed revisions to the CCSBT's Authorised Vessel Resolution included in Attachment A – effective from 1 January 2024; and*
2024年1月1日に発効する別紙AのCCSBT許可船舶決議改正案
- *That for any Member vessels that are already CCSBT-authorised and that remain authorised from 1 January 2024 or later, Members must submit information on whether such vessels are authorised to operate outside areas of national jurisdiction to the Secretariat by 1 January 2024.*
メンバーが既に許可しているCCSBT船舶であって2024年1月1日以降も許可が継続する船舶に関して、メンバーは2024年1月1日までにそれらの漁船が国家管轄外の水域で操業することを許可されているかどうかに関する情報を提出しなければならないこと。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
(第 ~~29~~30 回委員会年次会合 (202~~3~~2 年 10 月 1~~2~~4 日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

「違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」(以下「原決議文」と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。

2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船 (以下「漁船」又は「FVs」という) の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

- SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である全ての漁船
- 2021 年 1 月 1 日以降にあつては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であつて、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船
- 2022 年 1 月 1 日以降にあつては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であつて、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

4. 拡大委員会のメンバー (以下「メンバー」という) 及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。2024 年 1 月 1 日以降¹、このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称 (該当する場合)
- 以前の船籍国 (該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細 (該当する場合)
- 国際無線信号符字 (該当する場合)
- 船舶の形態、船体の全長、登録総トン数 (GRT)
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間
- 船舶の冷凍能力²の有無 (有又は無)
- 船舶の国家管轄外の水域での操業許可の有無 (有又は無)

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初

¹ すなわち、2024 年 1 月 1 日時点において CCSBT 許可船舶リストに掲載されている全ての船舶、及び 2024 年 1 月 1 日以降の全ての新規許可漁船に関して、列記した全ての情報が提供されなければならない。

² 摂氏-30 度以下で 500 キログラム以上の SBT を保持する能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録

に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。

i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。

ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。

iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」及び過去の全ての「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議」は破棄される。